

島根県報

号外第七〇号

平成十五年四月十一日

(金曜日)

監査公表

平成十三年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置

目 次

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第二百五十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定に基づき、島根県知事から平成十三年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成十五年四月十一日

島根県監査委員	上 代 義 郎
同	岡 本 昭 二
同	品 川 卯 一
同	生 田 洋 一

平成13年度包括外部監査の結果に基づき措置した内容等について

1 包括外部監査の特定事件

補助金

2 包括外部監査の結果に基づく措置等

次のとおり

監 査 結 果	措 置 等 の 内 容
<p>報告書中</p> <p>2. 各論</p> <p>《中山間地域に関する補助金》</p> <p>1 事例を比較、分析することの必要性</p> <p>中山間地域集落維持・活性化緊急対策事業費交付金（以下「集落100万円事業」という。）では、平成11年度及び平成12年度で合計509の集落活性化プランが策定され、中山間地域等直接支払交付金（以下「直接支払交付金」という。）では、1,330もの協定が締結されている。中山間地域における自主的な取組の貴重なデータということができる。</p> <p>それぞれについて、一定の集計はなされているが、本格的な効果測定にまで至っていない。現在、追跡調査がなされようとしているが、以下の点にも留意して掘り下げるべきと考える。</p> <p>(1) 本来の目的を押さえることを忘れない。</p>	<p>(定住企画課)、(農業振興課)</p> <p>中山間地域の集落を受益対象とする両事業を比較、分析することは、事業効果を検証していく上で重要である。</p> <p>ただし、両事業は目的、事業実施期間等が異なり一律に比較・検討することが難しいため、当面、それぞれの事業ごとに調査や効果測定を進めた上で両補助金の比較検討を行い、その効果を検証していくこととした。</p> <p>集落100万円事業については、集落活性化プランをとりまとめ、整理を行う中で取組状況等を把握・公表するとともに、事例集の作成・配布や、フォーラムの開催等を通じて事業効果の波及に努めてきた。</p> <p>また、効果測定については、事業が集落活動に与えた影響や効果、その継続性等について、今後3年間、事業実施報告書等をもとに継続的な状況把握・分析を進めるとともに、平成14年度は事業実施集落へのアンケートやヒアリング等により調査・分析を実施しているところである。</p> <p>直接支払交付金については、実施要領において、集落等の取組状況を県が設置した中立的な第三者委員会で検討し、その結果を農林水産省に報告し、農林水産省において平成17年度に制度全体の見直しが行われることとされている。</p> <p>このほか、県独自の短期的な評価については、平成14年度に協定締結集落を対象としたアンケートを実施し、耕作放棄地増加の防止や農業生産活動の継続に向けた集落の取組状況や制度の効果について調査を行い、県が設置した第三者委員会で検討した上、平成15年6月にその結果を公表することとした。</p> <p>(農業振興課)</p>

直接支払交付金の本来の目的は、「耕作放棄地」の防止である。しかるに、「協定事例集」では、この観点からの取組についてほとんど紹介されていない。端的明快に「耕作放棄地」の防止の効果を究明する必要があると考える。

- (2) 事例に現れた実情をもとに、中山間地域のニーズを着実に把握する。

集落100万円事業のプラン事例を一覧すると集会所(公会堂)の新改築、修繕あるいは備品の整備に関する取組が目立つ。集会所は、集落における活動拠点として重要であることが示されているものとする。

そうであれば、集会所の実態がどうであるか、様々な観点から分析していくことが有用であるとする。

- (3) 集落を単位として「名寄せ」する。

集落100万円事業と直接支払交付金は、同じく中山間地域に関する補助金であっても、目的、趣旨に違いがある。しかし、紹介事例にあるとおり、現実には直接支払交付金においても、協定は既存の「集落」を核として締結されており、やはり中山間地域における基本的な単位としての「集落」を把握せざるを得ない。

そうであれば、ある「集落」が両方の補助金を受けているか、一方だけなのか、対象地域にありながら両方とも受けていないか、ということは、補助金の効果を具体的に見定めるための重要な要素といわなければならない。

事例を1つ1つ照合することによって、両補助金がどのように使われ、どのような効果に結びつくのか地道に検証していくことが肝要である。

なお、集落の重なり具合を照合する場合、既存の「行政集落」を基本として名寄せした方が整理しやすいと思われる。そのためには、集落100万円事業で把握されている集落情報を直接支払交付金に活用すべきと考える。

直接支払交付金は、平成13年度末現在で13,600ha(協定締結率95.8%)において協定を締結し、協定締結から5年間、耕作放棄の発生を防止している。

高齢化が進む中山間地域の協定締結集落において、直接支払交付金の活用により約400の集落で農業用機械の共同利用や農作業の共同化が進む(平成14年2月市町村アンケート結果による)など、今後の農業生産活動の継続につながる取組も行われている。

今後、県では、協定を締結した全集落にアンケートを実施するとともに、県で設置している第三者委員会の評価を受けるなど、この交付金の耕作放棄発生防止に対する効果について検証を行う。

(定住企画課)

平成14年度において活動拠点整備が集落の活動状況等に及ぼした影響等を調査・分析するとともに、事業実施報告書等を通じて継続的に状況把握を行っていくこととした。

(定住企画課)、(農業振興課)

両事業の比較・分析については、平成14年度の調査の中から事例抽出を行い、両補助金がどのように効果的に組み合わせられ活用されているか、という観点から調査分析を行うこととした。

なお、直接支払交付金は平成16年度で交付期間を終了し、最終的な効果測定がなされることとなっていることから、両事業の効果が明らかとなる平成17年度を目途に全体的な比較・検討を行い検証していくこととした。

《農林水産部総務管理課の補助金》

がんばる島根農林総合事業費補助金

1 農業機械購入補助

(1) 汎用作業機械（トラクター等）の購入補助

この補助金では、汎用作業機械の購入を補助対象としている。

ところで、国は、「トラクターその他の汎用作業機械等の個別経営になじむ機械については、補助対象としない。」（農水事務次官通知（昭和57年4月5日57予第401号農林水産事務次官依命通知 改正平成9年4月1日9予第216号））としている。

上記通知で汎用作業機械を補助対象としない理由は、目的外使用の防止などを通じ施策目的に沿った計画を担保するためであるというのが県（総務管理課）の理解するところのようである。

したがって、生産振興を図るために作業用機械の利用が欠かせないものであり、汎用性のある農作業機械であっても生産拡大上導入効果の大きいものについては、この補助金の対象とすると説明されている。

しかし、上記通知を素直に読めば「汎用作業機械」はあくまでも「個別経営になじむ機械」の例示にすぎない。「個別経営になじむ機械」を補助対象外とするのは、個別経営の機械購入を支援すること（個別の事業主体の所得保障となること）が「公益上の必要性」にそぐわないことを意味するように思える。

したがって、当該補助金支出が個別の事業主体の所得保障になるのではないかと懸念される場合には、補助金の交付は手控えるべきであろう。なおかつ汎用機器購入に関して何らかの支援が必要ならば、融資制度で代替すべきと考える。

(2) 購入価格の決定方法と合理性

補助金額は、農業機械の購入価格に基づいて決定される。

ところが、農業機械の購入価格は、入札の方法で決定するのが、僅か8%程度に過ぎず（その大半は最終交付先が市町村の場合である。）、圧倒的に3者見積りによって決定されている。

入札は、妥当な価格を得る上で優れた方法である。もとより、すべてこれによるのは、手続の煩瑣等もあり、実際的ではないが、一定額以上の多額なものについては、補助金交付に際し、入札による条件を付

※当該補助金については、14年度より生産指導課で所管している。

（生産指導課）

トラクター等の汎用作業機械に限らず、生産拡大効果を伴わない経常的な機械整備（いわゆる更新）等、個別の事業主体への所得保障になる場合は、制度融資への誘導を行うなど、適正な事業実施を図ることとしている。

また、15年度制度改正において、県予算の効率的執行等を図る観点から、水稻の個人利用に係るトラクター等を補助対象外とすることを検討している。

（生産指導課）

平成14年度の事業実施要項等の改正において、事業費等の適正確保に係る県及び関係機関の指導・審査について規定し、補助金額の妥当性の確保を図った。

なお、本事業の事業実施主体には任意組織や農業者個人も含まれるため、金額等により一律に入札制度を導入することは困難である。

また、平成14年度において、主要施設・機械の整備費について実勢調査を行い、データベース化する等、一層の事業費の適正化を図っている。

すことを検討されてよいと考える。

また、3者見積による場合には、その中の最低価格に基づいて補助金額が決定されているが、こうして決定された購入価格が果して妥当な価格なのか、余分に補助金が交付されていないかについて、検証する必要があると考える。

県は標準的な値引率などの情報を調査し、適正な値段を正確に把握した上で、妥当な補助金額を算出するよう努めるべきである。

(3) 中古品の購入除外について

この補助金は、新品の機械の購入に限られ、中古品の購入は除外されている。

除外する理由としては、単純に「最新鋭」の機械イコール生産性の向上が考えられる。しかし、性能面が保持されていれば中古品でも問題はないはずであるから、中古品の購入を制限する合理的な理由とはならない。

中古機械は新品よりも当然安いので、中古品の購入にも補助金が支出されるならば、限られた補助金の予算枠でより多くの事業者が補助金を利用することが可能となる。また、リサイクルの観点からも積極的に検討されてよいと考える。

したがって、現行制度上、中古機械の購入に補助金が支出できないのならば、制度を改善して中古品購入にも補助金が支出できるようにすべきである。

2 効果測定について

「総合的」補助金は、比較的柔軟かつ迅速に対応できる利点がある反面、効果目標を定めずに実施されると拙速となるおそれがある。着実に効果測定することが肝要であると考ええる。

各補助金メニューの効果測定について、県でもその必要性は認識されているが、その方法や基準が確立されていないようである。

効果測定の方法としては、より具体的な数値で表せるいくつかの項目を設定することが考えられる。例えば「作業時間」という項目を設定すれば、機械の買い換えに補助金が交付された場合、新旧の機械の作業時間を比較することで、効果を測定することができる。また、作業時間の短縮によって、どれだけ生産性が向上したかも測定することができる。さらに、補助金を交付した集落

(生産指導課)

平成14年度の事業実施要綱等の改正において、中古機械を補助対象とできるよう規定を整備した。

(生産指導課)

平成14年度の事業実施要綱等の改正において、事業実施主体に5年間の生産拡大計画の提出と毎年度の生産状況報告を義務付けて、達成度合を検証し、効果測定を行うこととしている。

全体について、余剰時間を他の農業生産にどれだけ振り向けられたかを測定することによって農業生産力の向上の度合いを測定できる。

県において、より適切な効果測定の方法と基準が確立されることを期待する。

3 特認事業について

出雲農林振興センターで実施された特認事業は、補助率の高い、いわば手厚い保護を受けているものであり、その分補助金投入の効果が期待されるべきものである。しかるに、当該特認事業の効果測定の手掛かりとしては、事業認定の際に国から提出を求められた費用対効果の事前予測があるが、これは、投資効率が1以上（効果額が総事業費を上回ればよい）であれば国の補助事業とされ、達成すべき効果のハードルは低いように思える。

この補助金に対し県が継ぎ足す趣旨は、経営構造対策事業（国庫補助事業）の中でも、特に農業生産の拡大に寄与するものに限った助成で、その生産施設の機能が増えることによる費用増加分への対応であって、もとの事業自体の助成とは異なることのように思える。

しかし、いやしくも県費が出ているからには、県独自に、当該補助金交付が農業生産性の向上につながったかどうか等の効果測定を行うことに無頓着であってはならない。効果測定をした結果、農業生産性の向上につながっていないことが明らかになった場合、当該特認事業への助成を継続するかどうかについて厳格な判断を下すことに躊躇すべきでない。

県主導で「柔軟・迅速な対応」を標榜する「がんばる」補助金の中で、このメニューだけが異質な印象を受ける。

《商工労働部企業振興課の補助金》

- ・ 企業立地促進助成金
- ・ 拠点工業団地立地促進補助金

(5) 企業誘致の結果を検証するための「切り口」のうち「誘致企業からの税金」「投下した補助金は何年で回収できるか」のデータは、担当者において特定の誘致企業について試算されていた。

この試算結果をさらに分析すれば当該企業誘致の効果についていろいろなことがわかるであろう。

だが、この試算の試みは特定担当者に留まっていて、課で共有しうるものとなっていなかった。

上記の「切り口」から各企業誘致を比較することで、

(生産指導課)

一般事業と同様に、計画の達成度合を検証し、効果測定を行うこととしている。

(企業振興課企業立地推進室)

企業誘致は、本県における重要な施策の一つとして位置づけており、「産業の高度化」と「雇用機会の拡大」を目的とした『島根県企業立地促進条例』を制定し、活動を展開してきている。

企業誘致による経済効果を測定する指標は、「税金」などいくつかあげられるが、最大で、かつ切実なものは、条例の目的でもある「雇用の確保」である。雇用が確保されることによって、消費の拡大、地域の活性

今後どのような企業を誘致してくることがより島根県の利益になるか、が見えてくるはずである。

そうすればこれから先、どのように企業誘致を展開していくかを構想することができる。

「税金」をはじめとする指標は、将来に向かって思考するための材料である。この観点から、今後も組織的に調査し、整理していくことが必要になろう。

また、経済効果を測定する指標は上記の指標だけではない。さらにいろいろな角度から経済効果を測定する方法を検討することも必要ではないだろうか。

3 経過の記録を残す必要性

(1) 将来に向かってどのような戦略をとっていくかを考えるためには、これまでしてきたことの結果を検証せねばならないことを述べた。

この点に関連して重要なのは、企業誘致の認定をする立地計画認定委員会の議事録に認定結果の記載のみでなく、そのように決定した「理由」の記載を詳細に残すことである。

特に、認定の要件となっている「業績の安定性、成長性、信用度等において、優良な企業体質を備えている。」ことについて、何をもち「優良な企業体質を備えている」と判断したか、という経緯や理由は詳細に記録され、残されるべきである。

決算書類上形式的には優良とされない企業を「優良である」として認定する場合は、決算書類上も優良であるといえる企業の場合以上に、判断までの経緯や判断理由が記録に残されるべきである。この点については特に指摘しておきたい。

(2) 「優良な企業体質を備えている」という要件について、現在具体的な数字等で示した指標はない。

だが、判断にばらつきが出ないようにする必要があること、数多くの企業をチェックしていくためには一定の基準があった方がよいこと、事後的な検証の際に照合しやすいこと、等からすると、ある程度客観的で明確な基準を定めておく必要があると考える。

基準におさまらない例外的場合もあるだろうが、基準化できるものについてはできるだけ基準を作っておいた方がよいのではなかろうか。

化及び定住の促進が図られ、多方面にわたる波及効果も生じて、それが更なる税金の拡大などにもつながるものと考えている。

今後とも、引き続き、できる限りのデータ収集と客観的な分析、検証を行いながら、「雇用の確保」及び「税金の増」など総合的な視点を持って、企業誘致を図っていくこととしている。

(企業振興課企業立地推進室)

従来は、審査の経緯や理由の詳細な記録が必ずしも全て記録されていない部分があったが、ご指摘のとおり、これらは今後の検証及び審査の透明性を図る意味からも重要である。

このため、平成14年度からは、同委員会の詳細な検討経緯等を含めた議事録を整備することとした。

(企業振興課企業立地推進室)

条例による認定要件の一つである「業績の安定性、成長性、信用度等において、優良な企業体質を備えていると認められるかどうか」という点については、立地計画認定委員会において当該企業の決算書などを参考にして、その都度、適正な審査を行ってきたところである。

しかしながら、ご指摘のとおり、これらを判断する上では、あらかじめ一定の基準を定め、審査することが適当である。ただ、その基準は、過去の決算書等からの数値のみならず、当該企業が行おうとする事業の規模、今後の収益性・成長性、また技術力などを含め

4 企業情報の収集の問題

(1) 認定前

認定前のところで、誘致予定企業について、どんな情報を入手する必要があるのだろうか。経済情勢が不透明な現状においては、誘致したはいいが…という結果にならないために、どのような情報をチェックすべきか、この点については今後はより一層検討していかねばならないだろう。

ところで、設立後間もない企業だということから十分な資料の提出がなされていなかった例があった。しかし、設立後間もない企業は「実績」はないのだから、なおさら慎重に情報収集する必要がある。

設立後まもない会社について評価し、認定の判断をするには、どんな情報を入手する必要があるかについて今後検討を要しよう。

(2) 認定後

認定された企業については、操業開始後3年間の決算書類提出が義務づけられている。しかし、助成金交付後は決算書類の提出は義務づけられていない。

だが、経済的効果を測定するにはもう少し長期にわたって情報収集する必要があるだろう。

そのために、助成金交付後も決算書の提出を義務づけてもいいのではないかと。補助金を支出することは、形式こそ違え、実質的には企業に対して資本出資したのと同じであることを考えれば、株主に対して決算書類が開示されるように、補助金支出をした県が決算書類の提出を求めてもよいように思う。

5 「認定取り消し事由」について

(1) 現行上、認定を取り消すことができるのは、

- ① 認定計画に従って立地を実施していないとき

た経営手腕など総合的なものが求められる。特に、昨今の厳しい経済の状況下において、また他県と比較して立地環境が特に優れているという状況下でない中で、既存企業が新たな分野への事業展開を図る場合や、いわゆるベンチャー的企業などの立地を審査する上では、画一的な判断基準（数値）だけで判断することは適当ではない。

今後、早急に、これらの課題を踏まえた上で、基本となる判断基準を策定することとしている。

(企業振興課企業立地推進室)

立地計画認定申請の審査に当たっては、従来から、金融機関や信用調査機関の信用情報、企業振興アドバイザーなどからの企業活動情報などをチェックしてきているところである。

特に、設立後間もない企業については、必要に応じて次のような情報収集を行っているが、これ以外でも必要な情報は収集し、前述の「判断基準」と併せ、検討していく必要があると考えている。

- ① 役員・資本・取引などについて、その企業と関連する企業の決算書類の入手
- ② 信用調査機関への個別調査委託
- ③ 企業振興アドバイザーへの調査依頼・意見照会
- ④ しまね産業振興財団への照会
- ⑤ その他関連する企業、業界団体への照会

(企業振興課企業立地推進室)

従来、操業開始後3年が経過した以降については、決算書類の提出は義務づけられていなかったが、毎年、県下の誘致企業への訪問や各種会議開催などにより、それぞれの状況把握をしている。

しかし、ご指摘のとおり、より確実な状況把握を行うためにも、操業開始後4年目以降も決算書の提出を求めることと改めた。

(企業振興課企業立地推進室)

現行では、立地計画を認定し、操業開始後3年以内に助成金交付要件を達成された企業に対しては、その

② 国、県または市町村が定める公害防止に関する基準に違反したとき

③ 第10条第1項の規定による届出をしなかったとき

④ 第10条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

で、認定が取り消された場合は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができると規定されている。

つまり、ここに規定されているのは、「違法行為」があった時の取り消しであって、状況の変化、たとえば認定後企業業績の急激な変化や企業の営業方針の大きな転換等があっても、一般的には県としては認定の取り消しはできないということである。

これでよいのだろうか。

とりわけ、従業員の整理を実施する場合届出だけすれば済むものなのかは、検討する必要があると考える。

(2) 認定後企業業績の急激な変化や企業の営業方針の大きな転換等があった場合の多くは、「①認定計画に従って立地を実施していないとき」と認められる場合として取消や返還請求ができるかもしれない。

しかし、「①認定計画に従って立地を実施していないとき」というのは包括規定なので、疑義を生じやすい。

とすれば、もっと具体的に、取消事由を列挙する工夫があってもよいと思う。

6 情報収集の方法について

戦略的に企業誘致を考えていく上で「情報収集」は欠かせないのだが、企業誘致を促進するために「企業のニーズ」について情報を収集する必要もある。

もとより、課独自に広く精力的に情報収集を進められているところと承知している。が、さらに、県庁他部課と「連携」をとり、県庁の中にすでに蓄積されている情報を利用するのも一法である。

企業誘致のためには、県が一丸となって押し進めることが大切である。すでにそのような動きはあるようだが、なお一層県庁内部の各部門からの情報収集を積極的に行っていただきたい。

7 適正な人員配置

包括外部監査人が各部各課を横断的に見たとき、この課が扱う県費の額、事柄の質・量から考えると現在の人

時点での交付申請をもって、助成金を交付している。

その後の経済変動が当該誘致企業にもいろいろな影響を及ぼすことは企業にとって避けられない場合もあり、業績の急激な変化によって、従業員の整理を余儀なくされたことをもって、直ちに認定を取り消すことは妥当とは考えられない。

少なくとも、助成金交付決定時点では要件を達成しており、具体的には、個別的な事情等を勘案し、総合的に決定すべきと考える。

(企業振興課企業立地推進室)

「認定計画に従って立地を実施していないとき」とは、それぞれの企業によって、様々な状況が考えられるので、包括規定の中で個別に判断することが妥当である。

なお、立地計画認定に至るまでには、当該企業との信頼関係を築いており、ご指摘にあるような理由(条項)での取り消しは、ほとんどないと考えている。

(企業振興課企業立地推進室)

ご指摘のあった「県庁他部課との連携」について、既に農林水産部が所管する「農外企業参入促進事業」における参入促進会議に加わるなど、広く企業情報の収集や企業へのアプローチに努めているところである。

今後も引き続き、幅広い情報収集を行うためにも、関係する部課との連携をさらに強化していくこととしている。

(企業振興課企業立地推進室) (人事課)

本県の最大の課題である定住化を進めるうえでは、企業誘致活動及びその関連施策等は、質、量とも大変

員数は少なすぎるのではないかという疑問をもった。

情報収集に始まって、企業との交渉、アフターフォローと考えてみても、「戦略」的に企業誘致を展開していくには、もっと多くの人員が必要ではないだろうか。さらに、単に人数を増やすだけでなく、この分野の専門性を持った県庁内の人材を「活用」することも考えられる。

商工労働部には中小企業診断士等の資格を持っている、経済・産業分析の専門家がおられると思う。これらの人材の「スキル」「経験」「ノウハウ」をもっと活用することができるのではないだろうか。

《老人クラブに関する補助金》

健康福祉部高齢者福祉課

1 人件費補助

島根県老人クラブ連合補助金は、趣旨目的だけでは端的に判らないが、要するに人件費補助である。

人件費補助金は、委託費と比較して「業務とそれに見合った人員を想定し、業務費と人件費に必要な金額を明確に積算できない」という点で不合理性を内包する。

人件費補助金は、県の各部署に散見される補助金であり、多くは経過年数が長く、それ故に必要な性や金額の妥当性が吟味されずに惰性化する傾向がある。

2 少額補助

島根県在宅福祉事業費補助金（老人クラブ等事業）は、単純平均すると1単位老人クラブあたり42千円の少額である。

重要であると認識しており、平成15年度の組織改正で、企業立地推進室を「企業立地課」として独立させることとした。

総人員の削減を図る中で、企業立地業務に携わる人員については、適正な配置に努めていきたいと考えているが、外部人材の活用も検討していく必要があると考えている。

既に平成14年度から、企業活動の経験を生かした専門的な誘致活動を行うために、人材派遣会社を通じて、民間企業OBの方を「企業誘致専門員」として委託し、誘致活動を行ってきているところである。この企業誘致専門員は、平成15年度も引き続き活動を行う予定としている。

また、最近特に、事務所の閉鎖、倒産が相次ぐ中で、既に立地した企業へのフォローアップも重要となってきたており、ご指摘のように中小企業診断士等の資格をもった職員を配置している経営支援課との連携による企業情報の収集・把握なども重要と考えている。

今後も時代に即応した企業誘致体制の整備及び必要な人員の確保等を図っていきたいと考えている。

(高齢者福祉課)

老人クラブ指導者の養成並びに資質の向上を進め、老人クラブ活動の充実と生きがい対策の促進を図ることを目的として、島根県老人クラブ連合会補助金により、島根県老人クラブ連合会に、老人クラブ活動推進員2名を配置している。

この推進員に係る業務内容及び業務量等については、年度当初に事業計画書の提出を求めるとともに、年度末に提出された事業報告書により、適正に活動が行われていることを確認している。

今後とも、老人クラブ活動の充実・発展のためには推進員など何らかの人的設置は必要と考えているが、具体の補助のあり方については、標準人件費方式の導入なども含めて再検討していきたい。

(高齢者福祉課)

常に補助事業に係る事業の内容を評価し、補助のあり方を検証することも必要であり、市町村ヒアリング等を通して、事業成果等の評価を進めていきたい。

このような少額補助自体がどれだけの効果をもたらすのか疑問である。費用対効果の点から検討する必要がある。

3 経過年数が長期である点

島根県老人クラブ連合会補助金及び島根県在宅福祉事業費補助金に共通する点としては、事業開始からの経過年数が長く、終期が定められていない点である。

だが、制度発足当時の社会情勢からみると、平均寿命が飛躍的に伸びていることなど前提となる条件に大きな変化がみられる。

前記「人件費補助」や「少額補助」の問題点とも相まって、果たして、これらの補助金が「公益上」の必要性をもっているかどうか、再検討すべき時期にきていると考える。

4 新たな動き

老人クラブは、老人福祉法を頂点として国レベルでの高齢者施策に組み入れられている。

老人福祉法第13条第1項では、「地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施するように努めなければならない。」として「自主性」を謳う一方で、同条第2項では、地方公共団体の老人クラブ等に対する「援助」の努力規定をおいている。しかし、「自主性」と「援助」は往々にして矛盾しかねない。

地方公共団体による老人クラブの支援は、公費依存体質をもたらし、活動衰退につながっていないかどうか、老人クラブ支援の方法が高齢者対策として有効か否か、他の方法はないか、支援方法としては補助金に代わる方法はないかなどを検討する段階にきていると思う。

こうした中で、大田市老連の活動は具体的かつ実践的であって注目に値する。例えば、「薄味の料理についての研究」「市内において高齢者が利用できる施設についての勉強会」「高齢者の自殺についての勉強会」などである。高齢者の問題を正面から捉え、高齢者自らが対応することを大田市老連が手助けしようとしている姿勢は非常に評価できる。

このような動きを大切に、費用対効果の観点から、県独自の工夫を凝らしていく時期にきていると考える。

(高齢者福祉課)

老人クラブ活動は、高齢者の社会参加や健康づくり活動等を通じて地域づくりにも貢献しているところであり、こうした活動に対して補助することは、公益の増進を図るうえでも必要なものと考えている。

しかしながら、常に補助事業に係る事業の内容評価と補助のあり方についての検討が必要であり、今後とも引き続き検討していきたい。

(高齢者福祉課)

市町村の老人クラブ連合会が、地域における自主的な取り組みを支援することは、今後の取り組みの方向性の一つを示すものであり、このような点も踏まえて支援制度のあり方を再検討していきたい。

3 包括外部監査の特定事件

出資団体

4 包括外部監査の結果に基づく措置等

次のとおり

監 査 結 果	措 置 等 の 内 容
<p>報告書中</p> <p>2. 各論中</p> <p>《社会福祉法人島根県社会福祉事業団》</p> <p>1 激変緩和措置について</p> <p>人件費の激変緩和措置は、基金という一種ブラックボックス化しやすい処理がなされたわけであり、運用上できるだけ透明性を確保するよう心掛けることが肝要である。</p> <p>本件における激変緩和措置の基金は、事業団の特別会計Ⅱで管理されており、透明な枠組みは作られている。今後は、支出される費目について、「流用」分を含め摘要を明確にしておく必要がある。</p> <p>2 資産譲渡の会計処理上の問題点</p> <p>事業団は主に収益事業を行う団体である。収益事業体にとって採算性の判断は重要な事項であるが、受け入れた固定資産の評価が、適正な会計処理上想定される金額と乖離する場合には、物件の売買時の損益や減価償却額が現実とかけ離れたものになり、事業体の収益力に基づかない多額の収益が計上される結果、事業団における採算性についての判断を誤る可能性がある。</p> <p>3 その他会計処理上の問題点</p> <p>(1) 資金管理と会計処理</p> <p>資金管理については、現業各施設の保有する通帳には必要最小限の資金を入れ、その他の資金は本部が一括して1冊の通帳にプールし、管理するという方法を採用している。</p> <p>この方法は、現業の管理する資金を最小限にすることで不正を防止する、限られた資金を法人全体で有効活用する、という点でメリットがあると考えられる。</p> <p>しかし、事業団では、会計処理上、各施設の会計の預金残高を残したまま本部の1冊の通帳に資金を集約しているため、ある施設会計から別の施設会計への資金の振替の会計処理がなされず、単独の施設会計の預金残高がマイナスとなる事態となっている。</p> <p>各施設会計ごとに通帳の預金残高と会計処理上の預金残高をつねに一致できるような方法を考案するよう、</p>	<p>(社会福祉事業団)</p> <p>職員の激変緩和措置については、人件費、「流用」分については、同会計の建設積立金とすることとし、摘要を明確にした。</p> <p>今後も同様の処理を行う。</p> <p>(社会福祉事業団)</p> <p>平成12年度に県から受け入れた4ヶ所の土地については、平成14年3月に再評価を行った。</p> <p>建物については、税務署の資産税における中古建物取得価額の計算表を参考に再評価した結果、取得価格と差異がなく、減価償却費が現実的なものと確認した。</p> <p>(社会福祉事業団)</p> <p>施設での不正防止、資金の有効活用をしていくためには、現在の会計システムでは預金残高を常に一致させることは困難であるが、更に検討していきたい。</p> <p>今後は、システムの変更や本部と施設間のネットワーク環境の変更を実施し、預金残高が常に確認できるよう計画している。</p> <p>また、単独施設会計の預金残高のマイナスについては、県の委託料が年度を超えて入ってきたことが原因だったが、平成13年度からは解決してマイナスは生じていない。</p>

検討が必要と思われる。

(2) 徴収不能引当金の会計処理

2か月遅れで介護報酬が入金されるという事情から、1施設当たり2か月分の介護報酬50,000千円をもとに、次のような徴収不能引当金の算定がなされていた。

$$50,000 \text{千円} \times 6 \text{施設} \times 1\% = 3,000 \text{千円}$$

平成12年度は介護保険実施の初年度であり、介護報酬の受益者負担分の徴収が不能となる事例はなかったものの、今後は徴収不能となるケースも起こりうると考えられる。しかし、どの程度の金額を徴収不能引当金として引き当てる必要があるのかを算定することは非常に難しい。

けれども、2か月分の介護報酬の50,000千円の90%は利用者ではなく国保連に請求する部分であることからすると、50,000千円全額を徴収不能引当金の算定の基礎とすることについては合理的といえるか疑問である。

徴収不能引当金額の算定の合理性については検討を要すると思われる。

(3) 県債を保有する場合の会計処理について

事業団では、一般の金銭消費貸借契約の方法によって「県債」を保有しているにもかかわらず、「投資有価証券」として処理・表示されていた。

これでは、決算書からは、判断を誤るおそれがあるので、「貸付金」として処理・表示すべきである。

(4) 賞与引当金

事業団の会計では、賞与引当金の引当がなされていない。給与規程によれば、賞与は6月1日、12月1日 在勤者に対する支給とあり、実質的には夏季賞与については、賞与の支給対象期間が12月から5月までとなっているため、支給年度の前年度会計に属する12月～3月分に相当する金額については、賞与引当金として引き当てておくべきである。

(5) 本部費用の配賦

現在、施設ごとに事業活動収支内訳表、貸借対照表等が作成されて管理されているが、事業活動収支において事業団本部の費用が他の施設に配賦されていない。施設の規模等を基準として配賦する必要がある。事

(社会福祉事業団)

平成12年度及び13年度は、すべての施設で徴収不能の実績はなかった。

今後は、ご指摘の主旨を踏まえ、各施設の実態を見極め、引当金を算定していきたい。

(社会福祉事業団)

平成13年度決算からは、「貸付金」として処理・表示している。

(社会福祉事業団)

平成13年度決算からは、引当を行っている。

(社会福祉事業団)

平成15年度から実施する。

業団本部の費用を配賦することにより、より明確に各施設の事業活動収支が把握できるものである。

《社団法人島根県林業公社》

1 林業公社を収益事業体として捉えたときの問題点

(1) 「平成元年報告」および「平成10年報告」における収支見込みの判断の甘さ

① 木材価格は、昭和40年代からの外材の急激な輸入により低落傾向が続いている。平成元年報告においても「木材需要の増大が望めず、木材価格も低迷し」「国産材丸太の物価指数は…好転の兆しが見えない」としている。

ところが、同じ平成元年報告において林業公社の改善策の重要施策とされている「分収率の見直し」の試算では、材価の伸び率が1.54%とされている。(年間1.54%の伸び率で推移すれば木材価格は30年後には約1.6倍に上昇)

一方で、木材価格低下を予測しながら、収支予測においては、このような木材価格の上昇を想定して収支予測することは矛盾している。

② 次に、平成10年報告においては、将来予測を行うにあたって、さすがに木材価格が上昇するとして伸び率を見込むようなことはしていない。

しかし、さらに木材価格の低落が予測されるならば、木材価格が下落した場合の試算もしておかなければならないはずである。

(林業公社)

① 現時点(平成13年度末時点)での収支見込みを試算し、平成9年度の島根県林業公社経営検討委員会(以下、「検討委員会」という。)での試算結果(平成8年度末時点)と比較した。

平成9年度の試算では、木材価格収入1,081億円に対し、支出見込額2,141億円であり、マイナス1,060億円と試算されていた。その後、立木価格は、なお下降してきたが、県の支援を受けながら経営改善等(事業の見直し、事業費の削減等)を行ってきたため、支出見込み額が減少するものと考えている。

○収支見込みの試算結果 (単位：億円)

収入見込み			
		H 9 年度試算	現時点の試算
立木販売収入 (a)		1,081	837
支出見込み			
		H 9 年度試算	現時点の試算
分 収 交 付 金		464	357
自 己 資 金		0	45
償 還 金	公 元 金	217	234
	庫 利 息	137	87
	県 元 金	220	165
	利 息	1,103	590
	市 町 村		2
	計	1,677	1,078
合 計 (b)		2,141	1,480
収 支 (a - b)		△ 1,060	△ 643

※公庫：農林漁業金融公庫

② 木材価格が上昇しない限り、なお数百億円というマイナスが見込まれる現状から、抜本的な経営改善が必要であり、現在、県とともに、島根県林業公社長期経営計画検討委員会(以下「長期経営計画検討委員会」という。)を設置し、公社のあり方(仕組み、目的、運営)、財務改善等について審議いただいている。

今回の試算(平成13年度末)では、前回(平成9

(2) 貸借対照表の資産科目である「森林勘定」に関する会計処理が適切でないことについて

いわゆる「不成績林」（森林病害虫や気象害等による被害を受け、当初期待した収入が見込めない、またはほとんど価値を失った状態の森林）については、伐採による将来の収入が見込めない。

それにもかかわらず、林業公社の森林勘定においては、当該不成績林が被害を受ける前の評価相当額をそのまま資産として計上している。

これは、資産を過大に計上しているということである。これでは、林業公社の現況に関する判断を誤らせることになる。

(3) 森林勘定が事業地毎にまとめられているにとどまり、森林についてよりきめ細かい資産評価がなされていないことについて

森林の正確な資産評価のためには、森林の内容についてよりきめ細かく把握しておく必要がある。例えば、松くい虫による松の被害を森林の資産評価に反映させようとするならば、同一事業地内で松、杉、檜を分けた上で、さらに松について松くい虫による被害を受けた松の量が把握されていなければならない。

ところで、一般の小売店等の会計処理においては、商品の「棚卸し」は不可欠である。

林業公社において「樹木」は、小売業等という「商品」と同視できるにもかかわらず、林業公社では「棚卸し」（決算や整理のため、手持ち商品・製品・原材料・仕掛品等の在庫を帳簿と引き合わせて、その数量を調べ、その金額を評価すること）に基づいた正確な資産評価がなされていない。

森林勘定を事業地毎に行うにとどまらず、樹種ごとの評価等、よりきめ細かい資産評価を行うことが、当該事業主体の現状を正確に把握するため必要である。

(4) 造林地全体についての将来の収支予測がされていないこと

将来の収支予測のための資料として現在考えられるものとしては、伐採期の延長の施策をとる際の調査結果がある。

この、造林地調査については、林業公社から以下の

年度末）より下降した価格を適用した。

(林業公社)

松くい虫被害や気象災により、不成績林化した森林も含めて分収造林勘定（森林投資額）に計上してきたところである。このように資産価値が消滅（低減）した森林については、実態を反映した資産評価となるよう総会に諮り処理するよう検討している。

(林業公社)

森林整備法人が行う森林の評価については、全国的に森林の投資額を以て行われている。

一般的な小売店等の商店と違い、成長過程にあってもほとんど価値のない造林木を個々に評価・棚卸しする方法は、造林地の資産管理には馴染まないと考えられている。

また、全ての造林木について個々に把握することは、多数の人員と経費を要する。

しかしながら、現状に応じた資産評価となるよう、今後とも成育状況あるいは松くい虫被害状況等、造林地の実態把握に努めていく。

(林業公社)

成育状況を把握するためのデータをよりきめ細かく収集するため、現況調査等について検討したいと考えている。

ような回答を得ている。

つまり、「造林地調査は、各事業地毎の成育状況を把握することを第1の目的として全ての林業公社造林地を対象に行ったものである。その中で、25年生以上の壮齡林については、事業地、樹種毎に標準値調査を実施し、その結果に基づいて伐採時における収支の試算を行った。」というものである。

すなわち、幼齡林を含めた造林地全体について行った調査は、あくまでも「成育状況を把握するための調査」であって、幼齡林については、そこから将来的に生み出される利益を予測するための調査はなされていない。

しかし、林業公社の将来の収益は、幼齡林を含めた造林地全体からあがる。

したがって、収益事業体として将来の収支予測をたてるためには、幼齡林を含めた造林地全体について、収益予測の基礎となるデータを得るための調査が必要である。

(5) 伐採期の延長に伴う試算における木材の単価の見込について

伐採期の延長に伴う調査・試算の際、木材の単価として現在の単価を用いている。

しかし、木材の単価の下落の傾向を見ると、この、現在の木材の単価を用いて行った将来予測は、実際とは大きくかけ離れたものになる可能性が高い。

(林業公社)

数十年先の木材価格を的確に予測することは極めて困難である。

現在、木材価格は長期にわたり低迷しているが、この主たる要因である安価な外材の輸入を巡っては、世界的な環境問題とも相まって、無制限な伐採・輸出を見直す動きもあり、今後、外材の輸入量は減少することが見込まれている。

このような状況の中で、必ずしも木材価格が下がり続けるとは考えられないため、作成時点で把握していた平均的な材価を使用したところである。

(6) 「平成10年度報告」にいう伐採期延長が必ずしも経営改善につながらない恐れがあることについて

林業公社の経営改善策として現在、伐採期延長が検討されている。伐採期を延長することによって付加価値の高い大径材を生産して有利に販売し、また、伐採量を平準化しようとするものである。

しかし、伐採期を延長するということは、収益の実現時期もそれだけ先になるということを意する。ということは、収益から借入金を償還することも将来に延ばされるということになる。

(林業公社)

伐期の延長は、収穫量の増加と単価の高い大径材生産による収入の増大、農林漁業金融公庫資金の借換えによる利息負担の軽減及び伐採量の平準化を図ることが可能となり、このため、公社の経営改善の大きな柱であると考えている。

今回の伐期延長は、壮齡林を対象とした第一段階のものであるが、効果を上げるために幼齡林についても取り組みを拡大していく考えである。

とすると伐採期までの期間の利息負担が生じることとなる。

これに対しては、県から林業公社への貸付金の無利子化および伐採期の延長をする事業地の農林漁業金融公庫の施業転換資金による低利資金借換を実施する予定である。これらによる効果は、県の無利子化によるものについては、既貸付金の対象額が約12億4千万円、利息軽減額が約3億7千万円であり、施業転換資金による低利資金借換によるものについては、対象額が約17億8千万円、利息軽減額が約4億8千万円と試算されている。

当該試算によれば県と林業公社を一体とみなせば結果として金融公庫分約4億8千万円の軽減が見込めることになる。

しかし、伐採期の延長の対象は全造林地の11%であり、当該伐採期の延長によって無利子化あるいは低利子化される金額も、県借入金が全体の6%、公庫借入金が全体の7%にすぎない。

この数字をみる限り、伐採期延長が林業公社の経営改善の大きな柱であるとされているにもかかわらず、実際は、その効果はさほど期待できるものではない。

また、他県も同様に施策として伐採期延長を行うならば、他県の木も同じ時期に伐採売却されることになり、他県の木と競合して売買価格が低迷する可能性もある。

以上からすると、伐採期を延長することが必ずしも経営改善につながるとは限らない。

- (7) また林業公社の経営改善の為に無利息で県から借入を行うことは、林業公社から県に負担が移転したに過ぎないとみることできる。

このように、県の負担が求められるとするならば、その負担が将来にわたっていつまで続くのか、それがどの程度の金額になるのか、が示される必要がある。

しかし、上記のように、造林地全体の収支予測もなされていないという現状からすると、県の負担の将来予測は明らかにはならない。

- (8) 「平成10年報告」では、10年を一期とする実施計画を5年ごとに策定するよう求められている。

この「平成10年報告」に基づいて作成された計画は、平成20年までのものということになる。この計画が無

そこで、県及び農林漁業金融公庫と協議し、全造林地の80%を越える契約地を対象として、借換手続きを進めており、利息の軽減に大きな効果があると考えている。

なお、伐期を延長することにより、伐採期間が幅広く設定することができ、伐採量の平準化が図られると考えている。

(林業公社)

県とともに設置した、長期経営計画検討委員会の報告を受けて、その内容を長期計画に組み入れ、改善策を具体的に実施していく考えである。

(林業公社)

平成11年に策定した経営計画は、検討委員会の提言に基づき、当面10年間の事業計画を作成したものであり、5年ごとに見直すことにしている。

意味とはいわないものの、計画が平成20年までのものにとどまっているとすれば、事業地の大部分において標準伐採期まで見通した計画を持たないことになってしまう。

造林地においては、早くとも伐採期までは、収益が実現しない。よって、早くとも伐採期までの事業計画を有しないならば、収益を獲得することを目的とする林業公社のあり方を検討する計画としては、不十分である。

2 その他の会計処理上の問題点

(1) 退職給与引当金の引当不足

将来の退職金の支払に備えるため、職員が自己都合で退職した場合の要支給額の100%を退職給与引当金として引き当てることが望ましい。現状、林業公社のそれは2,985千円の引当不足となっているため、早期に引当する必要がある。

今後は、長期経営計画検討委員会の意見を基に、平成15年度に経営計画の見直しを行い、合わせて、伐採期までを含めた長期計画を策定する予定としている。

(林業公社)

今後は必要額を引き当てることとする。

(2) 立木補償積立金

立木補償積立金を引当金の一種として扱っているが、適正な会計処理を行うための会計基準からいうと、この「立木補償積立金」は、将来の損失に備えた、貸借対照表の「負債の部」に掲げるべき「引当金」ではなく、同額の制度資金繰上償還の原資を確保するための利益留保性積立金であり、これは、「資本の部」に掲げるものだと思われる。

(林業公社)

適正な会計処理となるよう検討する。

また、立木補償積立金が負債としての性格を有していないことからすると、実体を伴わない負債を計上していることにもなる。

さらに、そもそも公益法人である以上、利益留保は一定の制限があるにもかかわらず、このように立木補償積立金を積むことによって利益留保を行うことは問題である。

(3) 森林災害補償引当金

現在、森林国営保険法に基づく森林国営保険契約は、契約対象が10年以下の森林に限られ、10年超の森林について保険を掛けるという制度がない。そのためであろうか、林業公社では、損害相当額を担保するために森林災害補償引当金を計上し、同額の資金を留保している。

(林業公社)

適正な会計処理となるよう検討する。

しかし、その当該引当金が利益留保性積立金でない

とというためには、何らかの方法で将来の損失の発生金額を見積しなければならぬ。合理的な金額の算定ができないのであれば、利益留保性積立金とみなされ、前記(2)の立木補償積立金と同様の問題があるといわざるを得ない。

(4) 期末時の経費

金額的にわずかであるが、林業公社では、平成13年3月30日に収入印紙を861,000円、同日郵便切手341,000円まとめて購入している。予算消化のためのまとめ買いと思われる、このうち収入印紙は5月に、郵便切手は8月に購入されている。

(林業公社)

平成13年度からは、使用時期に合わせて購入している。

(5) 森林国営保険料の取扱い

森林保険料は5年分を前払いすることになっているが、前払費用として繰延べ処理されていない。

(林業公社)

5年分を前払いしているので、繰り延べ処理をする。

[意見]

1 短くても予定する伐採期までの事業計画をたてるべきであることについておよそ事業体として収益をあげることを目指すならば、収益が実現する時期に最大の収益を獲得するためにはどうするかという観点から、収益の実現までの事業計画を策定するべきである。

(林業公社)

従来の経営計画は、当面10年間の事業計画を作成したものであり、5年ごとに見直すこととしている。

今後は、長期経営計画検討委員会の意見を基に、経営計画の見直しを行い、合わせて、伐採期までを含めた長期計画を策定する予定としている。

造林事業においては、収益は、早くても伐採期にいたるまでは実現しない。とすると、短くても伐採期までの事業計画は立てられなければならない。伐採期までの事業計画でないとすると仮に計画があったとしても、それは、収益を獲得するための事業計画とはいえない。

(林業振興課)

林業公社は、長期的な経営計画の必要性を認識し、その前段として平成14年9月に長期収支見込みを作成し、643億円の債務超過が見込まれることを公表した。

他方、県の立場からしても、計画のないものに対し県費を出すとの判断はできないはずである。

県では、林業公社とともに、平成14年10月に林業、商工業、自然環境、法律及び財務等各分野からの委員構成による「島根県林業公社長期経営計画検討委員会」(以下「検討委員会」という。)を設置し、林業公社の長期的な経営計画を検討することとした。

今後、林業公社では、検討委員会の意見を基に、平成15年度に経営計画の見直しを行い、合わせて、伐採期までを含めた長期計画を策定する予定としている。

2 事業計画立案の前提として、正確な資産評価や収益予測をすべきであることについて

(林業公社)

(1) 事業計画を立案するにあたっては、正確な資産評価や収益予測がなされていることが前提となる。

森林の評価については、全国的に全国森林整備協会の指導により、森林への投資額を用いて行われている。

林業公社にとっても収益のもととなる資産は立木で

また、きめ細かくサンプル調査を行うことは、相当

ある。そしてその立木全体の評価額は森林勘定の中で示されることになる。適正な損益計算を行うためには、この立木の資産としての評価が正しく行われなければならない。そのためには全造林地について、樹種も考慮してきめ細かく評価していくことが必要となる。

収益予測についていえば、木材価格がさらに低迷を続けるという可能性がある以上、収益予測をたてるにあたっては、厳しく想定した売却予定価格に基づく必要がある。

(2) とはいっても、このようなきめ細かい資産評価を広大な面積のすべての造林地について行うことは非常に困難であると思う。また、立木は成長し姿を変えていくこと、伐採して換価するのは数十年後であること、からすると、収益予測を立てることも困難であると思う。

しかし、広大な面積の立木一本一本について評価することはできなくても、サンプル調査などの手法を用いて、より正確な評価をする努力はなされるべきであろう。

(3) また、立木の性質上、自然災害等によって評価額を減額せざるを得なくなったり、市況が大きく変化するなど、収益予測と実際が大きく食い違って計画通り進まないことは当然に考えられる。

しかし、そうだからといって、正確な資産評価や収益予測に基づく事業計画を立案しなくてよいということにはならない。

計画通りに進まない事態が生じたら、その度に計画を修正していくべきである。

3 ところで、きちんと資産評価をし、収益予測をたてた結果、林業公社の事業がおよそ収益事業としては、成立しないという結論にいたる場合もないとはいえない。

その場合には、その結論を正面から受け止めた上で、林業公社のあるべき姿を模索すべきである。

もし資産評価や収益予測の基に行う事業計画の立案を放棄するならば、または資産評価や収益予測の結果、林業公社の事業がおよそ収益事業としては成立しないという結論が出た場合にその結論を直視しないならば、それは問題を先送りしたにすぎない。

林業公社に関して問題を先送りにするならば、その扱

の経費が必要となる。

しかしながら、事業計画の立案等にあたっては、立木の資産評価を正しく行い、収益予測を行う必要があることから、今後は、造林地の実態把握のための現況調査等について検討していく。

(林業公社)

評価額を修正する事態が生じた場合は、修正する。

(林業公社)

平成14年 8月に策定した収支見込みについて、平成100年には、643億円の負債が発生する見込みである。

この収支見込みについて、記者発表を行い、公社のあるべき姿を追求するため、先送りすることなく、県とともに長期経営計画検討委員会を設置した。今後はこの報告に基づき、公社自ら長期計画を策定し、財務改善に努めることとし、県民の皆様理解を得たいと考えている。

(林業振興課)

う金額が極めて大きいことから、そのつけは計り知れない。

財政状況が逼迫している現在、問題の先送りは許されない。

4 林業公社経営に関連して、最近、森林の環境保全機能等、いわゆる「森林の多面的機能」の要素が強調されることがある。

たしかに、森林事業によって収益をあげられるかどうかとは別に、森林には環境保全機能等の重要な機能（いわゆる「多面的機能」）があることは否定しない。

だが、だからといって収益事業体としての林業公社の事業の実態の把握をおろそかにしていいというわけではない。

林業公社が収益事業として始まっている以上は、事業体として収益があげられるのか、をしっかりと見極めてほしい。

その上で、収益事業としては成り立たないとしても森林の多面的機能を保持するために県費を投入すべきだという判断、及び、投入される県費が森林の多面的機能を保持する費用としていくらが妥当かという判断がなされるべきである。

そしてその場合には、確かに林業公社には、他には代えがたい森林整備のためのさまざまなノウハウが集積しているのだから、林業公社が再び積極的に位置づけられることになろう。

けれども強調すべきは、林業公社の収益事業体としての実態の把握なしに、いきなり森林の多面的機能の保持の必要性を理由に、県費の投入を認めることは適切ではないということである。

5 また林業公社の行う分収林事業は、雇用対策との見方もある。

しかし、雇用対策だとすると、雇用対策であることを正面から政策目的として掲げた上で、林業公社による分収林事業が雇用対策としてどれだけ効果があがるのか、その効果を上げるための費用として適切なのか、が厳密

検討委員会では、現在見込まれている債務超過を圧縮するために、長期経営計画で取り組むべき経営改善策及び県の支援のあり方等の検討を行っている。

この検討の中で、造林地ごとの評価・分析を行っており、この分析結果に基づいた長期経営計画を策定することとしている。

なお、県及び林業公社では、検討委員会の意見を踏まえて、緊急に実施すべき経営改善策の整理を行い、早急な取り組みを実施することとしている。

（林業公社）

近年、森林の多面的機能に対して社会的要求は高まっており、公社においても公益的機能を発揮する森林整備が重要な役割であると考えている。

しかしながら、公社は多額の債務超過が見込まれていることから、まずは分収造林事業の収益事業体としての公社の実態を認識し、長期経営計画検討委員会の意見を踏まえた経営改善に努め、その上で、森林の多面的機能を発揮させる森林整備に取り組んでいきたいと考えている。

（林業振興課）

林業公社へは、県から多額の資金を貸し付けており、分収造林事業の収益事業体である林業公社の財務改善は、県にとっても重要な課題である。

このため、検討委員会では、林業公社が、経営改善により、どこまで債務超過を圧縮することが可能であるかを検討することとしている。

そして、経営改善策の検討とともに、森林の多面的機能の発揮等に係る今後の林業公社の役割と、その役割に対する県の支援のあり方を検討することとしている。

（林業公社）

公社は、造林・育林等の事業を行うことにより、森林資源の培養と森林の多面的機能の維持増進を図り、もって国土の保全と農山村経済の振興、住民の福祉向上に寄与することを目的としている。

その結果として、雇用の維持、持続の一助となって

に吟味されなければならない。

分収林事業の「雇用対策」としての役割を持ってきて、事を曖昧にすることは許されない。

6 ところで、収益事業として考えた場合、林業公社にとっては利子負担が収益を獲得するための費用負担であるという点を看過してはならない。

また、他方、県にとって無利子または低利で林業公社に貸付けを行うことは、対象の利子部分が県の負担となること、つまり、実質的に補助金支出と同様であることを、明確に認識すべきである。

県の貸付金は、県議会の議決を経て予算として承認されている。島根県林業公社事業貸付要綱に基づき貸付金を無利子とすることは、県議会の議決は必要ないとされている。これは、本来県の負担となる補助金が県議会の議決を経て予算として承認されなければ支出できないことと均衡を失っている。

7 分収造林事業も、4、5年後からいよいよ伐採期に入り、伐採、搬出、販売等の業務を開始する。

ところで、本格的な業務に先立って行うべき事務がある。たとえば、分収時点での権利者を確定する作業である。

平成12年度末において分収造林事業の契約者（所有者）数は約7,000人であるが、この中には住所変更や相続開始によって林業公社が把握している情報と実際が食い違っている場合が相当数あるものと推測される。

また、前記のとおり林業公社では「長伐化」の方針が立てられているが、これは伐採期限を延長することによって、契約条件の変更を意味する。

いずれにしても、契約権利者の正確な把握が欠かせない。

相続関係等を調べて現在の権利者を把握する作業だけ

いる。

(林業振興課)

林業公社は、造林・育林等の事業を行うことにより、森林資源の培養と森林の多面的機能の維持増進を図り、もって国土の保全と農山村経済の振興、住民の福祉向上に寄与することを目的として設立されている。

その結果として、農山村地域に雇用効果を生み出していると考えている。

(林業公社)

林業公社事業は、その資金を補助金と借入金により充当しており、借入金の利息は、当然負担すべき費用である。

しかしながら、公社の厳しい経営環境や公社が実施する森林整備が公益的機能の維持増進に資すること等を考慮して、県から支援を受けていると考えている。

(林業振興課)

県では、林業公社の厳しい経営環境や林業公社が実施する森林整備が公益的機能の維持増進に資することを鑑み、林業公社への支援を実施してきたところである。

今後の支援のあり方については、検討委員会において、経営改善策や今後の公社の役割等の課題とともに検討していくこととしている。

(林業公社)

現在、該当市町村に土地所有者の相続関係、住所の変更者の追跡調査について、照会を実施している。

また、長伐期に伴う契約変更についても事前の協力要請を行っている。

さらに、事務量の増大と費用の発生については、現在調査中である。

でも、林業公社に膨大な事務量が発生し、多額の費用を要する。どの程度の事務量や費用が発生するかの見当をつけるためにも、早く調査に取り組む必要がある。

《財団法人ふるさと島根定住財団》

新規分野進出企画支援事業

(1) この事業は企業振興に関連する事業である。

企業振興関連事業は、県では商工労働部企業振興課、財団法人しまね産業振興財団が主に担当している。

① 企業振興課や産業振興財団が取り組んでいない企業支援事業を定住財団が行う必要性について

この事業は、産業振興財団が実施している企業支援事業と似ているが、定住財団の事業は産業振興財団の事業の前段階での支援を目的として行われているとのことである。

しかし、企業振興事業には一定の専門性が必要であること、県には企業支援の専門部門として産業振興財団があること、からすると、企業支援関連事業は産業振興財団に集中すべきと考えられる。

企業支援の専門部門である産業振興財団が事業化していない事業を定住対策として定住財団があえて事業化する必要性があるか疑問である。

② 企業振興事業に必要な専門性について

定住財団には、企業支援に関して専門性をもつ職員はおらず、とくに専門性を高める研修等も受けてはいない。これに対して定住財団は、企業支援事業に際して必要となる専門的なチェックは、専門性を有する委員からなる審査会で行うので問題はない、と説明する。

しかし、後述のように、当該審査会が形骸化している現状では、定住財団が当該事業を行うとした場合、当該事業を実施するために必要な専門性が確保できているのか、疑問である。

③ 企業振興課又は産業振興財団との調整及び連携について

定住財団が支援した企業等が新規分野への進出に成功した場合、その後の支援は産業振興財団に引き継がれるシステムとなっている。

この引継のタイミングを見極め円滑に引き継ぐためには、相当早い時期から定住財団と産業振興財団

(定住財団)

平成15年度においては、この助成金制度を廃止し、直接的な企業振興を目的とする部分は、産業振興財団事業での対応として整理し、定住財団の助成金はコミュニティビジネス等の地域課題解決のための取り組みを対象とする新制度に変更する予定である。

新制度において、ビジネスとしての可能性があるものに対しては、今まで以上に産業振興財団と連携を図っていく方針である。

(定住財団)

平成13年度後期以降は、より高い専門性を確保するため、持ち回り審査に代え、可能な限り前期(7月)・後期(1月)に審査会を開催して、審査を受けることとし、申請のあった案件のチェックを受けた。

(定住財団)

従来より、申請案件の段階から両財団の担当者レベルで情報交換し、情報の共有を行ってきた。平成14年度からは、定住財団が助成事業として交付決定した段階で、産業振興財団へその旨を文書により通知し、今後の事業展開に対する協力を依頼している。

との調整が欠かせないはずである。

また、定住財団がこの支援事業を遂行する上で、産業振興財団と連携し、産業振興財団の有する企業支援に関するノウハウ等を活用できれば、より効果的である。

しかし、引継ぎ前の段階において、定住財団と産業振興財団との間で意識的に連携が図られた形跡が見受けられない。

両者間の調整と連携のルールづくりを行う必要がある。

(2) この補助金のメニューの中には、すでに進出が決定している事業の初期投資額の軽減に使われているものがある。

しかし、定住財団の目的・趣旨は一般的企業支援ではなく、「定住」である。

定住財団の行う事業は、「定住」に資するか否かとの観点から審査、事業認定がなされるべきである。

この点は、審査会で審査すべき事項と考えるが、次の(3)の審査会の実態を考えると、審査会で十分審査されたか否か不明である。

(3) 審査会の実態

審査会は、本来、審査委員が一堂に会し互いに議論を交わすことによって、適切な判断をなすことができるものである。

しかるに、現状では、多忙な審査委員の日程調整が困難であるとして、持ち回り審査が常態化している。その上、持ち回り審査の手続では、審査委員から審査表が提出されるが、この審査表も半数以上が単に承認の可否が記載してあるだけで、事業に対するコメントの記載が全く無い。

企業支援事業に際して必要となる専門的なチェックは、専門性を有する委員からなる審査会で行うとされているにもかかわらず、このように形骸化した審査方法は問題である。

審査会を開催するために十分余裕を持って日程調整を行ったり、やむを得ず持ち回り審査となるにしても、審査委員に必ずコメントを付す義務を課す等の工夫が必要である。

同じ「承認」でも、積極的な承認か消極的な承認かわかるような、きめ細かな審査結果が明示され、そのようなデータが蓄積されることが重要である。

また、新規分野へ進出する以前の段階から、両財団間で情報を共有し、事業化へ向けたより有効な支援を行っていくこととした。

(定住財団)

前記(1)②のとおり改善を行った。

また、審査会の審議内容については、会議録として保存するとともに審査意見をデータとして蓄積し、申請案件の諮問にあたっては、それらを踏まえた事業の必要性や有効度の検証に努めていくこととした。

(定住財団)

上記のとおりである。

「審査会」の機能は、当該個別の事案の「可否」を決することだけではない。審査意見が蓄積されていけば、それはこの事業の必要度や有効度を検証するデータとなる。

(4) 事後的なフォローについて

新規分野進出企画支援事業費補助金交付要綱第15条で定められている新規分野進出状況報告書（3年間提出を義務づけられている）が入手されていない。

報告書は、当該支援事業の効果測定上重要であり、入手する努力をするべきである。

なお、支援事業の情報が担当者のメモの形でファイルされていたが、必要な事項を整理して一定の様式を定め、情報を統一的な様式で把握すべきである。そうすることで、他の企業の実績との比較も可能になる。

また、提出すべき書類の提出を徹底しないということは、支援を受けている企業の貴重な公費によって支援されているという自覚を緩ませるといふことにもなりかねない。

ふるさとしまね定住促進事業

(1) この事業では、「新規分野進出企画支援事業」で指摘している進出状況報告書と同様の事後的な報告書の提出が、そもそも要綱上定められていないという問題がある。

(2) 定住財団が支出する助成金を受けている事業者が、経理業務を自ら行わず、商工会議所に委託している例があった。しかも当該委託料が助成対象経費に含まれていた。

しかし、事業者にとって、経理業務は本来自らの手で行うべき重要な業務であり、経理業務を他に委託するという姿勢の事業者に助成金を支出することには疑問がある。

U・Iターン住まい支援事業

この助成事業では、市町村等がU・Iターン者の入居のため空き家を10年以上借り上げることが助成金交付の条件となっている。その条件を満たしているかについての資料

(定住財団)

平成14年度より新規に助成決定を行った事業者に対しては、報告書の提出につき申請当初より指導を徹底した。

また、従前の助成事業者で報告提出義務期間内の事業者に対しては、平成14年4月11日付けで報告書の提出を文書で依頼し、報告書の入手に努めている。

なお、前記のとおりこの助成金制度は、平成14年度で廃止する予定であり、平成15年度における新助成金制度では、その趣旨を徹底していくこととしている。

(定住財団)

この事業は、起業化を目的とするものではなく、進出状況報告書の提出の義務づけはなじまないと考えるが、事後報告は効果の把握の上で必要なものであり、通常の実績報告書でより詳細な実態の把握に努めた。

なお、この事業も平成14年度で廃止し、民間グループに対する助成事業として定住促進や地域課題解決のための取り組みを支援の対象とする制度に変更する予定である。

(定住財団)

安易な外部委託にならないよう、平成15年度における新助成金制度では、案件の審査等において、その点を判断する仕組みを検討する予定である。

(定住財団)

この事業においては、市町村が保有するか又は使用賃貸借契約等に基づいて管理している建物を対象としている。このため、当該建物の管理等については、市

として、市町村と空き家の貸し主との間の建物賃貸借契約書がある。

現在、要綱上建物賃貸借契約書の写しの提出が義務づけられていないため、助成金交付の条件を満たしているかを文書上確認できていない。

また、当該支援事業が効果が上がっているかどうかは、市町村が借り上げた空き家にU・Iターン者が継続して入居しているかどうかに現れるが、入居者と市町村との契約書の写しの提出も義務づけられていないので、入居状況も十分把握されているとはいえない。

市町村と空き家の貸し主との間の建物賃貸借契約書及び市町村と入居者との間の契約書の写しの提出を要綱に盛り込む必要がある。

中山間地域民間賃貸住宅建設支援事業

(1) この事業を行う上では、当該地域の住宅需要を把握することは不可欠であるはずである。

ところが、定住財団ではこれらを自ら把握していないため、住宅需要との関係で事業の必要性がチェックされていない。

住宅事情については、県レベルでは土木部建築住宅課及び島根県住宅供給公社が専門的に把握しているので、それらの関係部署と連携することによって情報を取得し、住宅需要との関連で当該事業の必要性をチェックすべきである。

(2) 入居状況の把握について

この事業は、U・Iターン者への住宅提供を目的とするが、支援を受けられるU・Iターン者の要件が明確でないために、数年前にU・Iターンをしてすでに住宅を確保している者を支援事業の対象として入居させることも理屈上可能となる。

そうだとすると、当該事業の本来の目的に沿っているかどうか検討を要することとなる。

(3) 補助対象の建築主と建築請負業者が同一人である事例があった。

いうまでもなく補助金算定の基礎となる設計価格の審査は重要である。本事例のように工事費を見積もる者と補助金を受ける者が同一人である場合、工事費が客観的に適正な見積額となっているかどうかを慎重に審査する必要がある。

定住財団では、当該市町村役場の建築部局で設計価

町村が交付申請をした時にその旨をヒアリングにより確認しており、建物賃貸借契約書の提出を義務づける必要はないと考える。

また、市町村と入居者との賃貸借契約書については、事業完了後、市町村に管理・入居の根拠となる条例や管理要綱、賃貸借契約書等を提出してもらっており、既に指導済みである。

なお、入居状況の把握については、平成15年度において、交付要綱の改正を行い、市町村に入居状況の報告を義務づける予定である。

(定住財団)

この事業は、平成15年度より島根県土木部建築住宅課において、市町村の公的住宅確保支援策の一環として再構築される予定であり、その中で住宅需要に基づく市町村での公的住宅整備計画との妥当性が判断されるものとする。

(定住財団)

U・Iターン者の要件については、市町村でU・Iターン者の住宅困窮に対する機動的な対応等を確保するため、特に明確な基準を示さず各市町村の判断に委ねている。

(定住財団)

この事業は、基本的に市町村が個人事業者に補助を行う制度であることから、当然、各市町村の議会及び監査のチェックを受けることとなる。そうした前提の基での事業実施であることから、設計価格の妥当性は確保されているものとする。

なお、これについて再構築の過程の中でその妥当性についても判断されるものと考えている。

格の妥当性は確認されているとのことであるが、妥当性の根拠となる書類は残されていなかった。

手続の節目節目の重要な資料は、定住財団自らチェックできるよう備え残しておく必要がある。

- (4) 平成12年度の中途まで、要綱第5条で提出が定められていた協定書（市町村が、U・Iターン者の入居を優先して、10年以上借り上げることを定めたもの）が提出されていない事例があった。

2 その他（会計処理上等の問題点）

(1) 業務の年度間配分

定住財団では、年度当初に事業の企画を立ち上げ、計画を練り、年度末に向け事業を完成させるという日程となっている。しかし、これでは、県の単年度予算主義による事業と違いがなく、単年度制にとらわれず継続した事業を行うことのできる定住財団のメリットが十分に発揮できていない。

特に助成金の交付決定や広報誌の発行は年度末に集中して行われ、年度末に職員が残業を重ねているという状況がある。

事業の平準化を行い、業務の効率化を図る必要がある。

定住財団としての動きやすさをうまく活用し、定住財団が柔軟に事業を行うことができるような体制を再構築するよう検討する必要がある。

(2) 税務申告の欠如

企業ガイドブックの企業負担金やトレーラーの貸付は、税法上の収益事業に該当するものと思われる。こうした事業は必要経費を差し引くと赤字になると思われるが、収益事業である以上、法的に税務申告は必要である。

(3) 定期預金の取扱

定住企画特別会計の固定資産に計上されている定期預金（50百万円）は、1ヶ月定期であり、平成13年4月23日には解約して普通預金に移し替えている。

定期預金であっても法人が特定目的のために積み立てているものでなく、資金の範囲に入れているのであれば、50百万円の流動資産として計上する方が公益法人会計基準の趣旨に合致する。

（定住財団）

協定書の提出については、事業実績の報告等の際に、市町村に対して、提出漏れのないよう引き続き指導した。

（定住財団）

定住財団事業の財源のほとんどは、県及び国の補助金・委託金であることから、会計年度終了後の実績・完了報告の義務があること及び、定住財団の会計年度についても寄付行為に基づく期間（県・国と同期間）で会計処理を行っており、単年度予算主義による事業実施の制約があることはやむを得ない。

また、被助成団体等の都合等からも、年度末に業務が集中する傾向は否めないが、適時において柔軟な事業展開ができる財団のメリットを生かしながら、より計画的に、かつ事業や業務の効率化を図っていきたいと考えている。

（定住財団）

ご指摘のとおりであり、所管の税務署とも協議した結果、平成14年度以降税務申告を行うこととした。

（定住財団）

ご指摘のとおり、この定期預金は特定目的のための積立でないことから、公益法人会計基準の趣旨に従い、今後、同様な定期預金は流動資産として計上することとした。

(4) 退職手当引当金

3名のプロパー職員(常務理事を含む)の退職金の要支給額の100%を引き当てているが、事業団が準拠している島根県「職員の退職手当に関する条例」と照合した結果、1名については、要支給額の算定ミスにより、218千円の計上不足となっている。

[意見]

1 財団内部での体制整備

(1) 定住財団は県が100%出資する団体であり、事業費の財源も公費に由来している。問題点でも指摘したように、定住財団が各種助成(補助)事業を行うにあたっては、やはり一定水準を保った基準を設け、適正な手続を踏む必要がある。

(2) もっとも、定住財団の事業展開は実験的であるので、事業開始時において若干のリスク(事業効果を十分見定めず、見切り発車することなど)を負うのはやむを得ないとする。県と同じように厳格な手続を踏むだけでは、先導性や機動性の特長を發揮できない。

しかし、その代わり、最小限の目標設定はすべきであり、それに対する事後の評価(効果測定)を着実にを行うことが必要と考える。仮に、当初見込みの成果がなかったとしても、前轍を踏まないための有益な情報として、今後の類似の定住対策に活かされるのである。

(3) 先導性や機動性の特長は、裏返せば拙速の欠点を孕んでいる。試行錯誤の中で学習能力を高め、より効率性のある事業展開を進めることが必要であり、そのためには、内部でのチェック体制(たとえば、審査会の実質化)を整備充実させることが肝要であるとする。

2 県との関係

定住財団には2つの所管課があり、双方の課から指導・監督される状態にある。加えて、所管課以外の部署との関連事業も多数あり、施策の調整や事業の円滑な引き継ぎについて、整然とルール化されているようには見受けられなかった。

定住財団が存分にその特性を發揮するためには、県本体から定住財団への指揮・命令系統を一元強化しておく

(定住財団)

平成13年度末の繰入において、準拠規定割合で計算した要支給額との差額を繰り入れて不足額の解消を行った。

(定住財団)

定住財団が行っている各種助成(補助)事業は、各々その趣旨や目的及びその達成に向けた交付要件、審査手続きが異なり、提出書類も各補助(助成)事業ごとに島根県との協議により実施要綱等で定めて今日に至っている。今後、要綱改正の際に、提出書類の検討等を行い、より明確で適正な手続きに基づく事業執行に向け改善を図りたい。

(定住財団)

各種事業実施に対する事後の評価は、定住財団としても着実にを行うとともに、その活用を図ることが必要と考えており、既に、終了報告書の様式変更を行うなど改善を図った事業もあり、今後とも引き続き各事業の効果の把握やその活用に向けた改善に努めていきたい。

(定住財団)

審査会による交付決定事業については、相当の理由がない限り、持ち回り審査を廃止したところであり、審査会の審議内容や審査意見の蓄積等が次の事業展開におけるノウハウの蓄積にも役立っており、引き続き体制の整備充実を図っていきたい。

(定住企画課) (労働政策課)

定住財団では、定住企画課、青少年家庭課、労働政策課の3部3課に関連する業務を行っている。この業務は、それぞれの課が所管する施策のうち、定住促進に関連するもので、定住財団の柔軟性や機動性などの特性を生かして展開することが求められるものである。

一方、これらの業務は、関係各課がその専門性を生かし、各課がそれぞれ定住財団と直接連携しながら業

必要を感じる。定住財団の業務の現状をみると、定住企画課に一元化されやすいと思えるし、いっその両課を超えた上位レベルでの強力な統率が望ましい。

いずれにしる、定住財団が一元的で強力な指揮監督下で活動ができる体制を検討すべきと思う。

その他（意見）

3 補助金について

(1) 多様な形態の補助金

② 人件費補助金について

人件費補助金は、経過年数の長いものが多く、所期の目的や必要性の認識が薄れ、毎年度のチェックが不十分となるおそれが払拭できない。

『結果表』の中で「運営費補助の内人件費分」の比率の高いものについて、個別に見直す必要があるものとする。

③ 少額補助金について

単位老人クラブに関する実地監査の結果で指摘しているように、少額の補助金の効果については検討を要する。『結果表』の中で、補助金総額の割に最終交付先の多いものについて、同様に、個別に見直す必要があるものとする。

4 出資団体への財政支援について

出資団体を監査した過程で気になった点がある。県が補助金として支出したもの以外に、補助金と同様の効果を生むと見受けられたものがあった。そこで、一、二取り上げてみる。

務を遂行し、効率的に効果を上げる必要があるものである。

このことから、定住企画課等に業務の一元化や指揮命令権の集中を行うことは困難であると考えている。

なお、定住という目標に向かって、定住財団を拠点として各課の連携が図りやすい体制にするため、平成15年度からは、財団法人としての定住財団の主務官庁としての業務や法人運営に対する支援に関する業務を労働政策課から定住企画課（平成15年度からは地域政策課）に移管することとしている。

また、定住支援策を定住財団でより一体的に展開するため、平成14年度から労働政策課が所管している学生やUターン希望者等若年者の県内就職促進事業について、一部を除き、定住財団に委託して実施している。

これにより、県内就職促進事業と他の事業との連携を可能とするとともに、財団の組織体制の強化と情報提供機能の一元化など新たな体制の整備も行われたところであり、定住支援事業の総合的な実施主体として、定住財団の認知度が高まることが期待される。

（財政課）

補助金の見直しについては、平成15年度当初予算編成においても「補助金見直し基準」により取り組んでいるところである。

特に、長期継続補助金、人件費補助金、少額補助金については、その事業効果や緊急性等の観点から、見直しの必要性が高いと認識している。

平成13年度包括外部監査で作成された補助金台帳（591件）を活用しながら、平成15年度において、補助金の一斉見直しを行う。

毎週火・金曜日発行

(1) 県の出資団体が引き受ける県債の利息について

今回実地監査を行った社会福祉事業団と財団法人ふるさと島根定住財団で見受けられたように、県の出資団体が県債を引き受けている。これは、昨今の低金利の状況において各団体の基金の運用が芳しくないため、少しでも有利に運用できるよう県債の引受制度をはじめたものである。

この制度は、各団体の意思決定による基金運用の一手法であり、団体の財務基盤が改善され、行政の補完や民間の支援等という期待される役割を果たすことを目的としているが、結果として運用収益が増加することから、県から各団体に対する補助金の支出額を減らせる効果があるものと考えられる。

しかし、ことほど単純に割り切ってよいか一考を要するところがあり、当該出資団体に対して実質的には補助金を支出したに等しい面もあり、このような点も留意しておくべきものとする。

ちなみに、財政課の資料「外郭団体県債引受け一覧表」によれば、県出資団体の県債引受け残高は平成12年度末時点で19団体、192億7千万円（一団体の引受け残高の最高37億円）となっている。

(2) 県貸付金の無利子化について

林業公社で見られたように、県からの貸付金を無利子化することが、議会の承認を得ることなく可能である。仮に、通常の貸付金の金利を設定していた場合、同様の支援を行うとすれば、貸付金の利息と同額を利息補助の補助金として支出することになる。

以上(1)及び(2)に指摘する趣旨は、実質的な県の負担を明確にするためには、やはり十分に留意しておく必要があると考えたからである。

(財政課)

外郭団体への財政支援については、対象とする事業の内容や行政との関連性を明確にした上で、公的支援の必要性を適切に判断すべきと認識している。

県債引き受けについては、外郭団体が行う財務基盤安定のための基金運用の一手法と認識しているが、ご指摘の点についても、今後は、十分留意の上、適切に対応していきたい。

(財政課)

既貸付金を無利子化することについては、やむを得ずその必要性が認められる場合にあっても、事前に県議会等の意見を踏まえた上で、適切に対応していきたい。

なお、外郭団体については、県議会行財政改革調査特別委員会や行政監査からも様々な意見が出ていることや、14年12月議会において、「島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例」が制定されたことを踏まえ、15年度は外郭団体の一斉見直しを行う。

平成十五年四月十一日印刷

発行者 島根県

印刷所 松江学館南町松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)